



# 鳥取県公報

平成 28 年 1 月 15 日 (金)  
号外第 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例の一部を改正する条例 (1) (産業振興課) . . . . . 3
-------	--

=====公布された条例のあらまし=====

◇鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例の一部改正について

1 条例の改正理由

農業協同組合法の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 金融機関等の定義に関する規定中引用する農業協同組合法の条項を改める。
- (2) 鳥取県知的所有権センターが特許庁長官の認定機関でなくなったことに伴う用語の整理を行う。
- (3) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

# 条 例

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 1 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第 1 号

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例の一部を改正する条例

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例（平成18年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第 2 条 略 2・3 略 4 この条例において「金融機関等」とは、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成14年法律第190号）第 2 条第 1 項に規定する金融機関等及び農業協同組合法（昭和22年法律第132号）<u>第 4 条</u>に規定する農業協同組合のうち、本県に活動拠点を有するものをいう。 5～8 略</p> <p>(人材の基盤整備) 第 6 条 県は、第 4 条第 2 号の施策を実現するため、次に掲げる取組を行うものとする。 (1) 知的財産支援機関（知的財産権に関する情報の収集及び提供並びに事業者の技術開発等への支援を行う<u>鳥取県知的所有権センター</u>をいう。以下同じ。）に配置される知的財産に関する専門人材の確保その他の知的財産の創造等を支えるために必要な人材の確保 (2) 略</p>	<p>(定義) 第 2 条 略 2・3 略 4 この条例において「金融機関等」とは、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成14年法律第190号）第 2 条第 1 項に規定する金融機関等及び農業協同組合法（昭和22年法律第132号）<u>第 5 条</u>に規定する農業協同組合のうち、本県に活動拠点を有するものをいう。 5～8 略</p> <p>(人材の基盤整備) 第 6 条 県は、第 4 条第 2 号の施策を実現するため、次に掲げる取組を行うものとする。 (1) 知的財産支援機関（知的財産権に関する情報の収集及び提供並びに事業者の技術開発等への支援を行う<u>機関として特許庁長官が認定する機関</u>をいう。以下同じ。）に配置される知的財産に関する専門人材の確保その他の知的財産の創造等を支えるために必要な人材の確保 (2) 略</p>

### 附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。